

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(17)議案第82号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第82号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

議案第 8 2 号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正（令和 5 年厚生労働省令第 1 6 1 号）
- (2) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、介護医療院の開設者が介護医療院サービスの提供の開始に際して入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行う場合に、当該文書の交付に代えることができる電磁的方法に関する規定を整備するもの
- (2) 上記 1（2）に伴い、介護医療院の開設者は、入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること等の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととするもの
- (3) 上記 1（2）に伴い、介護医療院の開設者は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないこととするもの

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年 3月20日 条例第25号</p>	<p>○川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年 3月20日 条例第25号</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第7条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>第7条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 介護医療院の開設者は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院の開設者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>2 介護医療院の開設者は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院の開設者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>
<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 介護医療院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び第4項において同じ。）と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子</p>	<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 介護医療院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び第4項において同じ。）と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子</p>

改正後	改正前
<p>計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>	<p>計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>
<p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>
<p>3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>
<p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>
<p>5 介護医療院の開設者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p>5 介護医療院の開設者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>
<p>(1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの</p>	<p>(1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの</p>
<p>(2) ファイルへの記録の方式</p>	<p>(2) ファイルへの記録の方式</p>
<p>6 前項の規定による承諾を得た介護医療院の開設者は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>6 前項の規定による承諾を得た介護医療院の開設者は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p>	<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p>

改正後	改正前
<p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。</p> <p>3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。</p> <p>4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、<u>他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設</u>（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第34条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満</p>	<p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。</p> <p>3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。</p> <p>4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>(協力病院)</p> <p>第34条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければなら</u> <u>ない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当</u> <u>該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p>	
<p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対</u> <u>応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	(新設)
<p><u>(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う</u> <u>体制を、常時確保していること。</u></p>	(新設)
<p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又</u> <u>は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認</u> <u>められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p>	(新設)
<p><u>2 介護医療院の開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所</u> <u>者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名</u> <u>称等を、市長に届け出なければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>3 介護医療院の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に</u> <u>関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定</u> <u>指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との</u> <u>間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、</u> <u>同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症を</u> <u>いう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなけ</u> <u>ればならない。</u></p>	(新設)
<p><u>4 介護医療院の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である</u> <u>場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発</u> <u>生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>5 介護医療院の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院</u> <u>した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合において</u> <u>は、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めな</u> <u>ければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>6 介護医療院の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよ</u></p>	2 介護医療院の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよ

改正後	改正前
<p>う努めなければならない。 (揭示)</p> <p>第35条 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院の開設者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> <u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第40条の3 <u>介護医療院の開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催しなければならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又</p>	<p>う努めなければならない。 (揭示)</p> <p>第35条 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院の開設者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第52条 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又</p>

改正後	改正前
<p>は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型介護医療院の開設者は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 ユニット型介護医療院の開設者は、適正なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (電磁的記録等)</p> <p>第55条 介護医療院の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 <u> </u> により行うことができる。</p>	<p>は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型介護医療院の開設者は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 (新設)</p> <p>5 ユニット型介護医療院の開設者は、適正なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (電磁的記録等)</p> <p>第55条 介護医療院の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 <u>(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる</u></p>

改正後	改正前
<p>2 介護医療院の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p><u>記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u> により行うことができる。</p> <p>2 介護医療院の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>